

# 地域共生社会の実現に向けて

～「藤沢型地域包括ケア」がめざす  
多様な主体との協働による包括的支援～



2024年（令和6年）1月 27日  
藤沢市福祉部 地域共生社会推進室

# 資料の概要

**1. 藤沢市が進めてきた「藤沢型地域包括ケア」の理念やめざす方向性、そして重層的支援体制整備事業との関係性について**

**2. 相談支援体制の強化や、包括的な支援体制に向けた取組について**



## 【藤沢市の概要】

面積：69.56 km<sup>2</sup>

人口：443,986 人

世帯数：201,943 世帯

※2023年10月1日時点

令和2年国勢調査結果を基準とした推計値

高齢化率：24.5 %



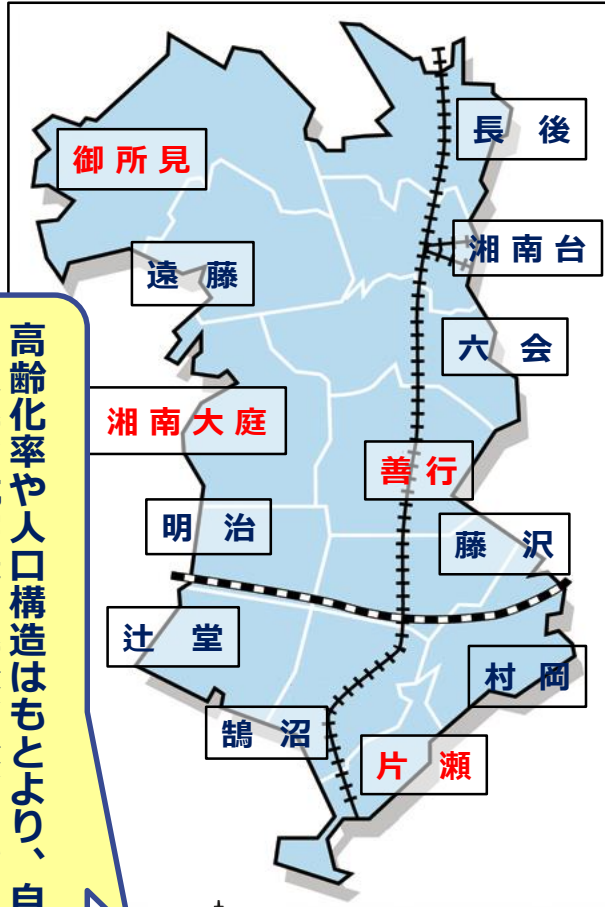
## 【鉄道交通】 鉄道路線の駅数

- JR東海道本線 2 駅  
→JR横浜駅から藤沢駅まで、約 20 分
- 小田急江ノ島線 9 駅
- 江ノ島電鉄線 6 駅 ・ 相鉄いずみ野線 1 駅
- 横浜市営地下鉄 1 駅 ・ 湘南モノレール 2 駅

## 【名所・観光】

江の島、遊行寺、湘南海岸、新江ノ島水族館

# 【13地区別の高齢化率推計】



高齢化率や人口構造はもとより、自治会加入率、就学援助率などにより、地区によって特性がかなり異なります。



順位	2020年		2025年		2030年	
	地区 (65歳以上人口)	高齢化率	地区 (65歳以上人口)	高齢化率	地区 (65歳以上人口)	高齢化率
1	湘南大庭 (10,440人)	33.0%	湘南大庭 (10,602人)	34.5%	湘南大庭 (10,505人)	35.9%
2	御所見 (5,508人)	30.9%	御所見 (5,433人)	31.4%	片瀬 (6,211人)	33.3%
3	片瀬 (5,681人)	28.7%	片瀬 (5,806人)	30.0%	善行 (12,711人)	32.1%
4	善行 (11,600人)	27.8%	善行 (11,958人)	29.2%	御所見 (5,319人)	32.0%
5	長後 (9,024人)	27.1%	長後 (9,019人)	27.3%	遠藤 (3,512人)	28.5%
6	鶴沼 (14,111人)	24.4%	遠藤 (3,144人)	25.8%	長後 (9,120人)	28.0%
7	遠藤 (2,883人)	24.2%	鶴沼 (15,217人)	25.2%	鶴沼 (17,010人)	27.4%
8	藤沢 (10,892人)	23.3%	明治 (7,657人)	24.2%	明治 (8,550人)	26.7%
9	辻堂 (9,885人)	22.5%	藤沢 (11,334人)	23.5%	六会 (9,430人)	25.0%
10	明治 (6,893人)	22.4%	辻堂 (10,623人)	23.1%	藤沢 (12,200人)	24.6%
11	村岡 (7,001人)	22.2%	六会 (8,595人)	23.0%	辻堂 (11,723人)	24.0%
12	六会 (8,101人)	22.1%	村岡 (7,380人)	22.3%	村岡 (8,062人)	23.5%
13	湘南台 (6,431人)	19.6%	湘南台 (7,086人)	20.2%	湘南台 (8,058人)	21.9%

※ 2020年の国勢調査に基づく「藤沢市将来人口推計」より

# 「藤沢型地域包括ケア」がめざすもの（平成27年度～）

## 柱となる3つの基本理念

**1 全世代・全対象型地域包括ケアシステム**  
子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民が対象

**2 地域の特性や課題・ニーズに応じた取組**  
13地区ごとに、地域で培った文化、歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくり

**3 地域を基盤とした総合的・包括的な相談支援体制**  
(社会的孤立や制度の狭間の問題にも対応)  
支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けられることができる、相談支援体制の確立

「地域包括ケア」を世代や属性を超えた普遍的なものとし、地域共生社会の実現をめざす

# 藤沢型地域包括ケアにおける重点テーマと主な取組

めざす将来像

誰もが住み慣れた地域で その人らしく  
安心して 暮らし続けることができるまち

2025年は通過点

## 重点テーマ

①

### 地域の相談支援体制づくり

- ◎ 多機関協働による相談支援ネットワーク強化
- ◎ 相談窓口へのアクセスの円滑化

②

### 地域活動の支援・担い手の育成等

- ◎ 地域生活課題等の解決に向けた協働の推進
- ◎ 地域活動等への参加推進に向けたアプローチ

③

### 健康づくり・生きがいがいづくり

- ◎ 健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進
- ◎ ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発
- ◎ 身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいがいづくりの推進

④

### 在宅生活の支援

- ◎ 認知症フレンドリー社会の推進
- ◎ 多職種・多機関と連携した全世代にわたる医療政策の推進
- ◎ 地域における見守り体制の強化・充実
- ◎ 誰も取り残さない災害時の支援体制づくり

⑤

### 社会的孤立の防止

- ◎ 地域社会から長期的に孤立している方への継続的な支援の仕組みづくり
- ◎ 地域とつながるための社会参加支援

⑥

### 環境整備等

- ◎ 地域の衛生面に配慮した住環境の確保と、維持するための仕組みづくり
- ◎ 外出しやすい環境づくりの推進
- ◎ 円滑に住まいに入居できる取組の推進

【共通基盤】 行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり

# 重層的支援体制整備事業への移行に向けて①

## 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現（第4条第1項）  
≡ 「藤沢型地域包括ケア」

地域福祉の推進  
(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携  
による解決に向けた取組  
(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備  
(第106条の3)

重層的支援体制整備事業  
(第106条の4)

# 重層的支援体制整備事業への移行に向けて②

## 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

### 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

« 法の規定 »

- 福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 (地域生活課題)
- 地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題
- ➔ 把握し、連携して解決を図る体制作り

- 地域住民の活動の場・交流する拠点の整備
- 住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備
- 相談支援機関の協働とネットワークの整備

地域福祉の推進  
(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携  
による解決に向けた取組  
(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備  
(第106条の3)

重層的支援体制整備事業  
(第106条の4)

« 市の取組 »

『藤沢型地域包括ケアの推進』において、既に取り組む  
➔ 6本の重点テーマ

地域包括支援センター、CSW、障がい相談支援事業所における幅広い相談支援。  
➔ ・分野を超えた相談支援  
・生活困窮者支援を通じた体制整備(多機関連携)

これまで、各分野で展開された相談支援が、今回具現化された  
(支援メニューが示された。)



# 重層的支援体制整備事業への移行に向けて③

「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の一体的実施

## 重層的支援体制整備事業

### I. 相談支援事業

- 本人、世帯の属性にかかわらず相談の受け止め、支援機関が連携・協働した対応
- アウトリーチも含め、継続的につながり続ける伴走的支援

オーダーメイドの支援

課題を抱える相談者と  
社会とのつながり

活動状況を踏まえた相談  
支援

### II. 参加支援事業

- 社会とのつながりの回復に向けた支援
- 本人のニーズを踏まえ、社会資源を活用した多様な支援

分野を超えて  
重なり合う

課題に対応した  
地域づくり

企業など他分野の  
地域活動への参加

地域の支援関係機関との  
つながり

本人や多様な民間主体と  
地域とのつながり

気づき・見守り

居場所等の社会資源の  
活用

### III. 地域づくり支援事業

- 属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

# 重層的支援体制整備事業への移行に向けて④

「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の一体的実施

## 《メリット》

### 相談者にとって

- どこに相談しても話を聞いてもらえる  
(たらい回しがなくなる)
- 必要な支援に早期につながりやすくなる

### 市の担当課にとって

- 他部署に関わってほしい、複合化した事案について、分野横断的な対応が可能になる。
  - ➔ 重層的支援会議
    - ・ひきこもり、ケアラー、ごみ屋敷などの課題解決に向けたプラットフォームになり得る
- 一つの部署が抱え込むことがなくなる

## 《そのために》

### 市の体制づくり

- 担当部署以外の困りごとでも、受け止める姿勢、意識改革 → 研修実施
- 委託事業所に対しても、分野以外の相談ごとへの対応を仕様書等で示す
- 委託事業所が抱える困難ケースに対しても、行政として関わり、必要に応じて課題の整理を行う姿勢を醸成する（重層的支援会議の活用で課題の整理）

**ここからは、相談支援体制の強化や、包括的な支援体制に向けた取組の一例をご紹介します。**

**ご紹介する内容すべてに、本市の特徴であるコミュニティソーシャルワーカーが、あらゆる形で関わっています。**



ふじキュン♡

# 総合的・包括的な相談支援体制の確立

(生活困窮者自立支援制度の最大限の活用)

基幹的機能・全市展開

## バックアップ ふじさわ

(自立相談支援事業 市直営)

- ・自立相談支援員
- ・就労支援員
- ・住宅支援相談員
- ・子ども支援員 (生活援護課に配属)

平成26年11月～

- ◎ 子どもの学習・生活支援
  - ◎ 就労準備支援
  - ◎ 家計改善支援
  - ◎ 一時生活支援
- をNPO法人や社会福祉法人等に委託して連携

よりきめ細かく地域展開

## バックアップ ふじさわ社協

(自立相談支援事業 委託)

- ・自立相談支援員
- ・コミュニティソーシャルワーカー
- ・生活支援コーディネーター

平成28年4月～

伴走型の  
支援を展開

- ✓ 生活困窮者自立支援事業を主体とした体制整備
- ✓ 専門性の強化と、制度の狭間にも対応するための相談支援体制を目指す
- ✓ 地域包括支援センターをはじめとした地域の相談支援機関とのネットワーク構築

**「受け止め」「つなぐ」 相談支援の実践**

# 地域を基盤とした相談支援と地域づくり支援の機能強化

## (バックアップふじさわ社協)

**CSW**  
コミュニティ ソーシャル ワーカー

(バックアップふじさわ社協)  
「どこに相談していいのか わからない…」  
に相談してみませんか

**CSWとは**

今ある制度では解決しにくい困りごとを抱えている方に寄り添い、一緒に考え、その解決に向けてお手伝いをします。また、一人ひとりの支援に加え、地域づくりのパートナーとして、地域の皆様のささえあいの支援を行います。

**お金のこと  
仕事のこと  
家族のこと  
暮らしのこと  
etc..**

どのようなお困りごともご相談ください

個別支援

地域支援

さまざまな生活のこと + 地域のこと

**相談するには**

相談は無料です。まずはご連絡ください。電話相談やご自宅等ご都合のよい場所に訪問し、相談をお受けします。

・新しい活動を始めたい  
・隣近所で交流する場がほしい  
・地域貢献活動をしたい  
など..

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会  
地域支援担当 コミュニティソーシャルワーカー  
☎ **0466-47-8131**

〒251-0054  
藤沢市朝日町1-1藤沢市役所分庁舎1階  
月～金(祝日年末年始除く)  
8:30～17:00

## Community Social Worker コミュニティ ソーシャル ワーカー

藤沢市は、住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた「藤沢型地域包括ケアシステム」の取り組みを進めるため、2016年4月より藤沢市内各地区に

コミュニティソーシャルワーカーの配置を進めてきました。2020年度より市内13地区すべてにコミュニティソーシャルワーカーが配置されています。  
※「コミュニティソーシャルワーカー」は市の委託事業です。

**【御所見】**  
坂本 哲也  
さかもと てつや

**【津島】**  
高橋 義平  
たかはし きょうへい

**【湘南大庭】**  
持川 和道  
もちがわ かずみち

**【明治】**  
若林 環恵  
わかば やしりえ

**【辻堂 NEW !**  
村上 純子  
むらかみ じゆんこ

**【鎌沼 NEW !**  
北野 範之  
きたの のりゆき

**【長後】**  
中野 祐哉  
なかの しんや

**【湘南台】**  
二郎 真之  
にぶ ひろゆき

**【六会 NEW !**  
玉置 日菜子  
たまおき ひなこ

**【鶴行】**  
松本 兼由紀  
まつもと みゆき

**【藤沢】**  
伊藤 久乃  
いとう のの

**【村岡】**  
石川 沙絵  
いしかわ さえ

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会  
地域福祉課 コミュニティソーシャルワーカー  
〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階  
☎ **0466-47-8131** 市社協HPはここから

E-mail f-csw@fujisawa-shakyo.jp FAX 0466-26-6978  
月曜日～金曜日(祝日年末年始除く) 8:30～17:00

2023年4月作成

# ▶ 地域をつくる新しい役割・機能



## 地域の縁側（ちいきのえんがわ）

誰もが気軽に立ち寄ることができ、地域の相談窓口としての機能も備えた多世代交流の場。多様な主体が工夫を凝らし、地域のインフォーマルな力と協働して運営。市と市社協が立ち上げや運営を支援し、CSWも連携。※市内39か所に設置。 ※令和6年1月現在

基本型

高齢者、障がい者、子ども等、誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場。最も基本的な地域の縁側だがコンセプトは様々。

特定型

特定の世代や属性を対象とした交流の場。高齢者、子育て世代障がい児者、がん患者と家族など。

基幹型

地区内の「地域の縁側」の中核機能を持つ、高齢者、障がい者、子ども等、誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場。生活支援コーディネーターを配置し、一般介護予防事業も実施。



# 地域の縁側 ～実践事例 多種多様なコンセプト～

「たきパラ食堂」も  
始めました！



(ヨロシク♪まるだい)

運営形態は、空き店舗活用型、  
公共施設一部利用型、自宅  
開放型、企業との連携型など  
様々。

運営主体も、地域団体、住民  
グループ、NPO、社会福祉法  
人など多種多様。



(たきのさわパラダイス)

子どもと地域の大人  
をつなぐ みんなの  
居場所です



(地域交流サロン「ゆい」)

# ▶「重層事業」のイメージ（令和5年度から本格実施）

## 包括的相談支援事業

- ・福祉総合相談支援センター、北部福祉総合相談室
- ・地区福祉窓口 ・基幹型地域包括支援センター、いきいきサポートセンター ・障がい者相談支援事業所（基幹相談、地域相談支援センター、専門相談事業所） ・精神保健福祉相談 ・母子保健相談
- ・子ども、子育て、青少年に関する相談 ・保育コンシェルジュ ・ひとり親家庭相談 ・学校教育相談センター
- ・バックアップふじさわ ・バックアップふじさわ社協

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・バックアップふじさわ
- ・バックアップふじさわ社協
- ・包括的相談支援事業の実施機関が連携協力

## 地域づくり事業

- ・地域の縁側（生活困窮者等のための地域づくり事業含む） ・介護予防教室
- ・生活支援コーディネーター（1層、2層） ・地区協議体
- ・地域活動支援センター（障がい） ・子育て支援センター
- ・バックアップふじさわ社協 ・地域福祉活動センター（地域福祉プラザ）
- ・地区ボランティアセンター

## 多機関協働事業

- ・バックアップふじさわ
- ・バックアップふじさわ社協
- ・地域相談支援センター

重層的支援会議  
・  
支援会議

## 参加支援事業

- ・バックアップふじさわ
- ・バックアップふじさわ社協



## 支援メニューの例

- ・就労準備支援
- ・一時生活支援
- ・子どもの学習・生活支援
- ・農福連携
- ・地域の縁側
- ・地域福祉活動センター（地域福祉プラザ）
- ・地区ボランティアセンター
- ・その他多様な社会資源

法定事業のほか、一部自主事業を記載しています。

記載の事業以外にも、関連する事業との連携を図ります。



# 重層的支援会議と支援会議

## ■ 重層的支援会議

- ① **多機関協働の必要性がある事案に対する支援プランの確認**
  - ➔ 複合化・複雑化する課題を有する世帯に対する支援に関し、関係機関で支援の方向性を確認するとともに、各機関の役割分担を行う。
- ② **参加支援事業につなぐ事案に対するプラン決定**

### 令和5年度実績（12月現在） 6件

…令和5年度は、現在まで①に関する事案はない。主に市社協が独自で運営する居場所事業へのつなぎで②の案件のみ。

①の件数を増やしていくことが課題であり、重層事業の浸透を図りたい。

## ■ 支援会議

- ① **支援介入に関する同意が得られていない事案に関するカンファレンス**
  - ➔ 複合化・複雑化する課題を有す
- ② **アウトリーチ支援事業につなぐ事案に対するプランの検討**

### 令和5年度実績（12月現在） 9件

…主にはひきこもりに関する事案。家族や支援関係者からの相談が、コミュニティソーシャルワーカー等に寄せられ つながることが多い。

# 重層的な支援体制整備に向けた取組 第1弾

～ 令和5年度取組経過 ～

## 1. 藤沢型地域包括ケア 分科会（①地域の相談支援体制づくり）の実施

- ① 7月27日 → 「なんでも相談」看板や「つなぐシート」を検討  
※ 様々な意見があり、一旦保留
- ② 9月1日 → 複合的な相談を受けた時の対応のあり方を検討

## 2. 関係課まわり

9月～10月 → 地域共生社会推進室が、分科会構成課の課内会議等に参加し、取組の啓発、意見聴取を実施

## 3. eラーニング

12月～2月 地域共生社会の基礎知識  
～ 「受け止め・つなぐ」相談対応の実践 ～

# 重層的な支援体制整備に向けた取組 第1弾

## ◎職員の意識づけが目的

- 相談業務を担う庁内の部署にポスター掲示
- “受け止め” “つなぐ” 意識の醸成

### 言葉に現れない主訴に触れる

- 「他に困っていることがあるのでは・・・」
- 「〇〇課に相談してみませんか」

### 丁寧につなぐ姿勢

- “たらいまわし”と受け取られないために
- 相談担当者のスキルアップ

### 他部署の業務を知る

※ 相談者の安心感につながり、担当者も抱え込まなくてもいい、という安心感が生まれる

**➡ 重なる相談・支援へ！**

2023年（令和5年）12月作成 藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた庁内検討体制における専門部会①「地域の相談支援体制づくり」

## 「困りごと相談窓口」虎の巻

- 相談者の困りごとを、しっかり聞きとる
- 担当業務以外の相談者の困りごと、まずは受け止める
- 適切な課、部門に、丁寧に引き継ぐ

★ 相談は どの部署でも  
★ 支援は 専門の部署で



### 【方法】

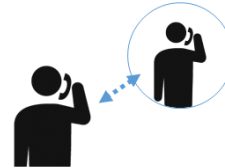
#### 1. なるべく丁寧に聞き取る

お金がなくて、生活に困っているのですが・・・



何が負担になっているか？  
どんな支援を求めているか？

#### 2. （自信がないときは）つなぎ先へ確認してから案内する または、つなぎ先の課まで同行する



その内容でしたら、こちらで対応できます。



#### 3. 内容によっては、複数の課で話を聞く

（例：A課からB課につなぎがあったときは、なるべくB課職員が出向いて話を聞く）



今からA課に行きます。一緒に話を聞きましょう。

A課



## \*\*おわりに\*\*

藤沢市では、平成27年から全世代型の地域包括ケアシステムの構築を進める中で、包括的な相談支援体制の整備に取り組んできました。

代表的なものとしては、

- ◆ 庁内においては、部局横断的な検討体制の整備
  - ◆ 地域の相談支援に関しては、生活圏域13地区へのCSWの配置
  - ◆ 誰もが立ち寄れる居場所として、地域の縁側の整備
- が挙げられます。

重層的支援体制整備事業は、本市のこれまでの取組をさらに深化させる意味では、改めて行政を含めた支援関係機関が重なりながら支援にあたるという意識づけにつながる一方、支援の現場（特に行政）では縦割りと言わざるを得ない状況にあることも事実です。

このような部分にもしっかり目を向け、包括的な相談支援を根付かせていく必要性を感じております。

